

今夏における電力需給ひっ迫時の対応方針

県関係機関は、電力会社からの「電力需給状況のお知らせ」により、厳しい需給状況が予想された場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎について、電力会社の管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の2段階の対応を行います。

【第1段階】「電力需給のお知らせ」（関西電力）、「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況（使用率95%超過（予備率5%下回る））が継続することが予想されるとき

- ① 空調の設定温度を28℃から29℃とします。
- ② 1台を除き、エレベータを停止します。
- ③ 照明を1/2とします。

【第2段階】政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令
非常に厳しい需給状況（使用率97%超過（予備率3%下回る））が継続することが予想されるとき

大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されることとなっています。

- ① 空調を停止します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）

- ・ 電力需給ひっ迫時には、危機管理統括監をトップとして、『電力需給ひっ迫連絡会』等により、県庁内で情報共有し、直ちに対応します。
- ・ 地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。
- ・ 県は【第2段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町に情報共有します。
- ・ 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。
- ・ 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。
- ・ 上記の対応は、7月1日から9月30日までの間の平日、9時から20時に行うものとします。なお、電力需給の状況に応じて変更することもあります。